

戸沢村卓越技能者顕彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本村の技術者の地位と技術水準の向上を図るため、本村産業に従事して、その発展に貢献し、他の模範となる優秀な技能者を顕彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象者)

第2条 顕彰の対象者は、本村に居住又は村内事業所に勤務する次に掲げる職種の技能者とする。

- (1)金属材料製造・加工の職業（板金工・汎用金属工作機械工・金属溶接工 等）
- (2)一般機械器具組立・修理の職業（機械部品組立工・一般機械器具検査工 等）
- (3)計器・光学機械器具組立・修理の職業（レンズ研磨、加工・計量器組立工 等）
- (4)電機機械器具組立・修理の職業（半導体チップ製造、組立工 検査工 等）
- (5)電機作業者の職業（電気工事作業員 等）
- (6)輸送用機械器具組立・修理等の職業（自動車整備、修理工・自動車部品組立）
- (7)染色・紡糸等繊維製造の職業（刺しゅう工 等）
- (8)衣服の職業（衣服仕立職・ミシン縫製工・衣服修理工 等）
- (9)建設の職業（大工・型枠大工・鉄筋工・とび工 等）
- (10)土木・舗装・鉄道線路工事の職業（建設、土木作業員 等）
- (11)採鉱・砕石及びその他採掘の職業（採鉱員・ボーリング機械運転工 等）
- (12)その他の建設の職業（左官・配管工・建築塗装工・建築板金工 等）
- (13)窯業製品製造の職業（陶磁器製造工・セメント製造工・コンクリート製造工）
- (14)ゴム・プラスチック製品製造の職業（成型、切削、研磨、検査工 等）
- (15)木・竹・草・つる製品製造、検査の職業（製材工・合板工・検査工 等）
- (16)食料品製造の職業（パン、菓子等製造工・食品加工製造工・総菜類製造 等）
- (17)食品原料製造の職業（製粉工・食用油脂製品製造工 等）
- (18)生活衛生サービスの職業（理容師・美容師・着付師・ネイリスト 等）
- (19)飲食物調理及び接客サービスの職業（調理人・給食調理人・飲食物給仕係）
- (20)その他の技能工（内張工・表具師・塗装工・畳工・建具取付工・写真工
看板製作工・映写技師・製品包装作業員 等）
- (21)その他、前号に関わらず、村長が適当と認める職種

(顕彰の基準)

第3条 顕彰は、次の各号に定める基準全てに該当するものに対して行う。

- (1) 卓越した技能を有する者で、現に当該職業に従事、又は後進の育成指導に努めている者
- (2) 技能を通して労働者の地位の向上及び産業の発展に寄与した者

- (3) 技能者としての経験年数が20年以上の者
- (4) 過去において禁固以上の刑に処せられたことがない者
- (5)

(顕彰の時期)

第4条 顕彰は、毎年1回行うこととする。

(顕彰の方法)

第5条 顕彰は、様式第1号による顕彰状を持って行う。

- 2 顕彰を受けた者の功績は、村の広報誌により公表するとともに、顕彰者名簿に記載する。

(推薦の方法)

第6条 事業主は、第3条に該当すると認める者がいるときは、様式第2号による戸沢村卓越技能者顕彰候補者推薦書に所定の事項を記載し、毎年9月末日まで村長に提出するものとする。但し、各課等の長が必要と認めるときは、同様の方法で村長に推薦することができる。

(選考委員会)

第7条 顕彰該当者を選考するため、戸沢村卓越技能者顕彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会の委員は、次に掲げる者に村長が命じ、また委嘱する。
 - (1) もがみ北部商工会戸沢支部長
 - (2) 戸沢村副村長
 - (3) 戸沢村総務課長
 - (4) 戸沢村まちづくり課長
 - (5) 戸沢村建設水道課長
 - (6) その他村長が必要と認める者
- 3 選考委員に委員長及び副委員長を置き、委員長はもがみ北部商工会戸沢支部長をもって充てて、副委員長は、委員の中から指名したものを充てる。
- 4 選考委員は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、戸沢村まちづくり課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則
2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
3 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則
4 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。